

# 増税か減税か？ 法人別税制改正の影響

日本企業の国際競争力を高めるため、法人実効税率が4月から29・97%に引き下げられた。一方で、法人事業税の外形標準課税はさらに拡大された。この改正により、どういった企業が減税になり、逆にどんな企業が増税となるのか。具体例を挙げて解説する。



中田 和重  
公認会計士・税理士  
中田公認会計士事務所所長

平成28年度の税制改正では、国際競争力のあ  
る「稼ぐ力」のある企業の税負担を軽減するた  
めに法人実効税率20%台への引下げが実現しま  
した。

黒字企業の法人実効税率の引下げの財源を確  
保するために、法人事業税の外形標準課税のさ  
らなる拡大、建物付属設備等の減価償却の見直  
し、生産性向上投資促進税制の縮減・廃止等に  
より課税ベースの拡大が実施されました。

【Q1】中小法人でも減税の対象に？  
国税庁の統計資料（平成26年度分）によると、

税務署に申告書を提出している法人数は約26  
1万社で、そのうち資本金が1億円以下の中小  
法人が約258万社を占め、資本金1億円超の  
大法人は約2万1000社に過ぎません。

中小法人258万社のうち黒字の法人は86万  
社（33%）しかなく、そのうち今回の税制改正  
で法人税率の引下げの対象となる課税所得が8  
00万円超の中小法人は30万社程度と推計され  
ます（課税所得800万円以下は税率の変更が  
ないため減税にはなりません）。

【Q2】中小法人の減税額の事例は？

減税対象となる中小法人30万社のうち、図表  
1のように資本金5000万円以下で課税所得が1  
億円の法人の場合には、平成28年3月期は約1  
78万円、平成29年3月期は約55万円の減税に  
なります。

法人税額は、課税所得800万円以下には15  
%、800万円超には平成28年は23・9%、平  
成29年は23・4%を掛けて算定されます。また  
地方法人税等は、法人税額にそれぞれの税率を  
掛けて税額を算出します（法人税以外は、合計  
で法人税額の20・5%）。

【Q3】資本金1億円超の大法人の減税対象は？

資本金1億円超の法人2万1000社のうち、  
黒字法人は1万6000社（75%）を占め、黒  
字法人の法人税、住民税、事業税、地方法人特  
別税などが法人実効税率引下げ（減税）の対象  
となります。

反対に、外形標準課税の対象となる付加価値  
額と資本割額の税率は、大幅に引き上げられま  
すので、資本金が1億円超の法人の外形標準課  
税は必ず増税になります。

そのため、資本金1億円超の黒字の大法人で  
あっても、黒字の金額が少額な場合には、実効  
税率引下げによる減税額よりも外形標準課税の  
拡大による増税額が上回り、トータルで増税に  
なる可能性があります。

■図表1 法人税率引下げの中小法人（資本金1億円以下）への影響（福岡市）  
課税所得が1億円のケースで法人税・住民税を算出（資本金5,000万円の法人で均等割を除く）

		平成27年3月決算		平成28年3月決算		対前年比	平成29年3月決算		対前年比
法人税・住民税（均等割除く）		税率	税額	税率	税額		税率	税額	
法人税	法人税 ※1	25.5%	24,660	23.9%	23,188	-1,472	23.4%	22,728	-460
	地方法人税 ※2			4.4%	1,020	1,020	4.4%	1,000	-20
県民税	法人税割額 ※2	5.8%	1,430	4.0%	927	-503	4.0%	909	-18
市民税	法人税割額 ※2	14.7%	3,625	12.1%	2,805	-820	12.1%	2,750	-55
合計・税額差			29,715		27,940	-1,775		27,387	-553

※1 800万円×15%+(1億円-800万円)×法人税率  
※2 税率は※1の法人税額に対する法人税割の税率で、県民税、市民税、地方法人税の合計税率は20.5%。  
税額合計は、法人税額×1.205で算出できる（住民税の税率は資本金、法人税割で変動）。

■図表2 法人実効税率の引下げと外形標準課税の拡大による大会社（資本金1億円超）への影響（福岡市）  
次の3つの金額を下表の対応する番号の税率にあてはめて影響額を算出

		平成27年3月決算		平成28年3月決算		対前年比	平成29年3月決算		対前年比	
①所得金額		税率	税額	税率	税額		税率	税額		
①所得金額			10億円							
②付加価値額			20億円							
③資本割額			2億円							
法人税・住民税（均等割除く）※1		25.5%	307,275	23.9%	287,995	-19,280	23.4%	281,970	-6,025	
事業税 ※3	所得割	①所得割 ※2	2.9%	28,916	3.1%	30,908	1,992	0.7%	6,976	-23,932
		地方法人特別税 ※3	148.0%	42,796	93.5%	28,899	-13,897	414.2%	28,895	-4
		所得割計		71,712		59,807	-11,905		35,871	-23,936
	外形標準課税	②付加価値割	0.48%	9,600	0.72%	14,400	4,800	1.20%	24,000	9,600
		③資本割	0.20%	400	0.30%	600	200	0.50%	1,000	400
		外形標準課税計		10,000		15,000	5,000		25,000	10,000
合計			388,986		362,801	-26,184		342,840	-19,961	

※1 税率欄は法人税率を示し、税額欄は、法人税額（所得金額×法人税率）+法人住民税等（法人税額×20.5%）で算出（法人税額の1.205倍）。  
※2 ①所得割の税率は、平成29年3月決算を例にとると400万円以下（0.3%）、400万円超800万円以下（0.5%）、800万円超（0.7%）の3区分。  
※3 実効税率の引下げの影響をみるため地方法人特別税（①所得割の税額に税率欄の比率を掛けて算出）も含む。

【Q4】大法人の減税額の事例は？

図表2に資本金1億円超の法人の税制  
改正の影響額を、①所得金額10億円、②  
付加価値額（単年度損益、人件費、純支  
払利息、純支払賃料等の合計）20億円、  
③資本割額（資本金等）2億円の場合を  
例にとって算出しました。

平成28年3月期には、法人実効税率引  
下げの対象となる法人税・住民税で約1  
930万円、事業税の所得割と地方法人  
特別税を合わせて1190万円の減税と  
なり、合計で3118万円も減税となり  
ます。

しかし、外形標準課税が、付加価値割  
で480万円、資本割で20万円、合わせ  
て500万円の増税になりますので、ト  
ータルでは2618万円の減税となりま  
す。

平成29年3月期も同様に算出すると、  
合計で1996万円の減税になります。

今回の改正では、課税所得800万円  
超の中小法人と黒字額の大きい大法人が  
減税の対象となりますが、外形標準課税  
が拡大される赤字の大法人にとっては厳  
しい改正となりました。今後も財源確保  
のために課税ベースの拡大が検討されて  
おり、改正の動向から目が離せません。